

大阪経済法科大学教育後援会奨学金規程

最近改正 2004年6月7日

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪経済法科大学教育後援会費により設立した、大阪経済法科大学教育後援会奨学金(以下「奨学金」と称する。)制度について定めたものである。

(目的)

第2条 優秀な資質を有しながら、経済的理由により学資の支弁に支障のある大阪経済法科大学学生に対し、学資を支給して教育の機会均等をはかることを目的とする。

(財源)

第3条 奨学金の財源は、大阪経済法科大学教育後援会費及びそれにより生ずる果実をもってこれにあてる。

(奨学生)

第4条 この規程により、奨学金の支給を受ける者を大阪経済法科大学教育後援会奨学生(以下「奨学生」という。)と称する。

(資格)

第5条 本制度の奨学生になる者は、大阪経済法科大学学生で、学業の継続と向上を目指し、経済的理由により修学困難と認められる者とする。

(期間)

第6条 奨学金の支給期間は、当該年度限りとし、年度毎に出願するものとする。

(金額及び支給人数)

第7条 奨学金の金額及び採用人数は次のとおりとする。

- (1) 定時採用の金額は月額 20,000 円(年間 240,000 円)とし、採用人数は若干名とする。
- (2) 応急採用(家計急変に伴う場合)の金額は年額 200,000 円とし、採用人数は若干名とする。

(募集の期間及び方法)

第8条 奨学生の募集は、原則として年 1 回 4 月に行う。ただし、前条第 2 号の応急採用はこの限りでない。

2 募集の方法は、掲示とし大学所定の掲示板に公示する。

(申請手続)

第9条 奨学金を希望する者は、説明会に出席のうえ、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 大阪経済法科大学教育後援会奨学金願書
- (2) 家庭の経済状況を証明するもの
 - ◇市区町村発行の所得証明書
 - ◇給与所得者は、上記の他事業所発行の源泉徴収票(写し可)
 - ◇給与所得者以外は、所得証明書の他、確定申告書(写し可)

◇その他の収入証明書

- (3) 特殊事情があれば、その事由を証明するもの
 - (4) 成績表(写し可)
- (選考及び決定)

第10条 奨学生の選考及び決定は、選考委員会で行う。選考委員は教育後援会役員の中から選出する。

(支給)

第11条 奨学金の支給方法は次のとおりとする。

- (1) 定時採用は、年額を前期(7月)・後期(12月)の2回に分け、奨学生指定の銀行口座に振り込む。
 - (2) 応急採用は、採用決定後2週間以内に奨学生指定の銀行口座に年額を一括で振り込む。
- (奨学金の停止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の支給を停止することができる。

- (1) 傷病その他の理由により、学業の継続ができないとき。
- (2) 休学または退学したとき。
- (3) 学則上の処分を受けたとき。
- (4) その他、奨学生としてふさわしくない行為をしたとき。

(奨学金の辞退及び返還)

第13条 奨学生は願い出により、奨学金の支給を辞退することができる。

2 前条の各号に該当し、奨学金の支給を停止されたときには、すでに給付済みの奨学金について、返還を求めることがある。

(所管)

第14条 奨学生に関する事務は、大学に委嘱する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教育後援会役員会において決定する。

附則

この規程は、1993年6月13日より施行する。

この規程は、1996年3月13日より改正施行する。

この規程は、2004年6月7日に改正し、2005年4月1日より実施する。